

理事及び監事の職務権限規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）の定款第21条及び第22条に基づき、本協会の理事及び監事（以下、「役員」という。）の職務権限を定め、業務の適法、適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び業務執行理事たる副会長、専務理事及び常務理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及び本協会が定める規則等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 役員職務権限

(役員)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 監事は、法令及び定款の定めるところにより、本協会の理事の職務の執行を監査する。

(兼務禁止)

第5条 理事は、監事、司法機関の委員を兼ねることはできない。

2 監事は、理事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

(役員定年制)

第6条 役員は、その就任時に、満70歳未満でなければならない。

(会長)

第7条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

(1) 代表理事として本協会を代表し、その業務を執行する。

(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(4) 事案の決裁に関する細則に定めるもの。

(副会長)

第8条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

(1) 会長を補佐し、本協会の業務を執行する。

(2) 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会があらかじめ決定した順位によって会長の業務執行に係る職務を代行する。

(3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第9条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (4) 事案の決裁に関する細則に定めるもの。

(常務理事)

第10条 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事会で定める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順位の決定)

第11条 第8条第1項第2号に規定する順位については、役員改選後最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(改正)

第13条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月19日理事会決議)